

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同室コンプライアンス推進課長」を「同室副室長」に、「同室行政不服審査・内部統制評価課長」を「同室内部統制評価課長」に、「同室内部統制評価係長及び同室担当係長」を「同室行政不服審査・内部統制評価係長」に改める。

第5条第4項中「課長補佐、」を削り、「これら」を「これ」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)